

地域の環境を守るためご協力をお願いします！

不法投棄を発見されましたら

下記までご連絡をお願いします。

(高島合同庁舎内)

滋賀県高島環境事務所

高島市今津町今津 1758

電話 0740-22-6066

FAX 0740-22-6105

メールアドレス

de45@pref.shiga.lg.jp



(高島市役所内)

高島市ごみ減量対策課

高島市新旭町北畑 565

電話 0740-25-8123

FAX 0740-25-8145

メールアドレス

gomigenryo@city.takashima.lg.jp

※ 緊急時は、県警緊急通報用電話 110 へ通報をお願いします。

連絡していただきたい内容は、裏面です。

○ ご注意いただきたいこと

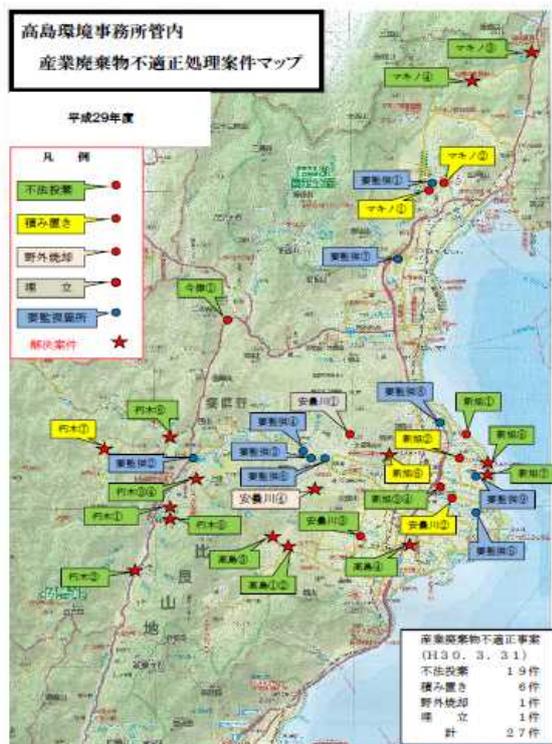
- ・危険物が含まれていることがありますので、十分にご注意ください。
- ・行為者がいた場合も、相手に声掛け等は行わず、分かった範囲でその様子をご連絡ください。
- ・家庭ごみの投棄については、高島市ごみ減量対策課までご連絡をお願いします。

○ 不法投棄は犯罪です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定めています。これに違反して、みだりに（正当な理由なく）廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。

【罰則】 5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金（未遂行為や共犯者も罰せられます）（自分の土地に穴を掘って埋めても不法投棄となります）。

○ 高島市内での不法投棄等の状況



高島市内では

- ・山間地の道に面している空き地など
- ・公園や墓地の駐車場など
- ・河川敷や堤防道路の土手法面などが、ねらわれています。

市内は、山間地域や人目に付きにくい場所が多く、不法投棄がされやすいので注意が必要です。